

患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

明細書発行について

領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。発行を希望されない方は、会計窓口でその旨をお伝えください。

一般名処方・長期収載品について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。現在、医薬品供給が不安定な状況が続いております。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称)により処方箋の発行を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点等がありましたら医師にご相談ください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から**長期収載品**（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「**選定療養費**」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

長期リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

生活習慣病管理料について

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。2024年6月1日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定されていた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名を頂く必要がありますのでご協力をお願いします。

ベースアップ評価料について

当院では「ベースアップ評価料」を算定しております。

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、より良い医療を提供するために必要なものとして厚生労働省が行っている取り組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、安心して診療を受けていただけるよう環境を整えるため算定にご理解とご協力をお願い致します。